

## 給水栓水水質検査計画表（平成24年度）

施設名		下 般 若 配 水 場			給水栓名		⑨ 二子山児童遊園	
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 最 高 値	検 査 頻 度	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 頻 度	設定理由等	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	4 回/年		平成22年度基準値変更項目
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	8 六価クロム化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	1.0	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.09	4 回/年	注1	1 回/年		
	12 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	0.02	4 回/年	注1	1 回/年		
	13 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	4 回/年		平成21年度新規追加項目
	16 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	17 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	18 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		平成23年度基準値変更項目
	19 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	20 塩素酸	0.6 mg/l	○ 0.08	4 回/年	—	4 回/年		
	21 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	22 クロロホルム	0.06 mg/l	○ 0.016	4 回/年	—	4 回/年		
	23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/l	○ 0.005	4 回/年	—	4 回/年		
	24 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	0.004	4 回/年	—	4 回/年		
	25 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	26 総トリハロメタン	0.1 mg/l	◎ 0.029	4 回/年	—	4 回/年		
	27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/l	0.008	4 回/年	—	4 回/年		
	28 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	◎ 0.009	4 回/年	—	4 回/年		
	29 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	31 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.018	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	○ 0.03	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	33 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	0.02	4 回/年	注1	1 回/年		
	34 銅及びその化合物	1 mg/l	0.005	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	7.0	4 回/年	注1	1 回/年		
	36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	37 塩化物イオン	200 mg/l	9.4	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	○ 33	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	39 蒸発残留物	500 mg/l	○ 100	4 回/年	注1	1 回/年		
	40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	41 ジェオスミン	0.00001 mg/l	0.000001	12 回/年	注2	1 回/年		原水が県水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため
	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年		
	43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	4 回/年		定量下限値が1/4のため、回数減不可
	44 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	45 有機物(TOC)	3 mg/l	◎ 0.7	12 回/年	—	12 回/年		
	46 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.3 最低 6.9	12 回/年	—	12 回/年		
	47 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	48 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	49 色度	5度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
	50 濁度	2度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可	
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日		
	3 臭い	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日		
	4 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日		

- ・ ○: 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ・ ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- ・ □: 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- ・ (-): 各定量下限を下回ることを示す。
- ・ 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ずることができ、基準値の1/5以下の場合、1回/年に減ずることができる。
- ・ 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。